

最近の裁判例

1 複数の出来事が存在し、総体としての心理的負荷の程度を強度と評価した裁判例

- 平成21年5月18日東京地裁判決（国敗訴）

2 発病前の心理的負荷の評価期間について判断した裁判例

（1）発病前おおむね6か月とすることを肯定的に判示

- ① 平成21年8月12日最高裁不受理（国勝訴）
（平成20年11月21日札幌高裁判決）
- ② 平成21年2月25日大阪地裁判決（国勝訴）

（2）発病前6か月に限定することを否定的に判示

- ① 平成22年2月25日東京高裁判決（国勝訴）
- ② 平成21年9月17日東京高裁判決（国勝訴）
- ③ 平成21年5月20日東京地裁判決（国敗訴）
- ④ 平成21年9月9日 福井地裁判決（国敗訴）

（3）評価期間の考え方を示さず、結果として発病前6か月以前の出来事を評価

- 平成21年2月26日東京地裁判決（国敗訴）

1 複数の出来事が存在し、総体としての心理的負荷の程度を強度と評価した裁判例

○ 平成21年5月18日東京地裁判決（国敗訴）

（概要）

被災者は、平成2年に電気機械器具製造会社に入社し、技術者として生産技術プロセス開発等に従事し、平成12年4月ころから平成13年7月まで、新規液晶生産ライン開発プロジェクトであるM2ラインプロジェクトの業務に従事したが、平成13年4月ごろに精神障害を発病したものの。

（複数の出来事の評価に関する判旨）

以上のように、原告の業務をめぐる状況を見ると、原告は、新規性のある、心理的負荷の大きい業務に従事し、厳しいスケジュールが課され、精神的に追い詰められた状況の中で、多くのトラブルが発生し、さらに作業量が増え、上司から厳しい叱責に晒され、その間に本件会社の支援が得られないという過程の中で、その間、長時間労働を余儀なくされていた。以上の原告に対する心理的負荷を生じさせる事情は、それぞれが関連して重層的に発生し、原告の心理的負荷を一貫して亢進させていったものと認められるのであり、上記のような原告の業務による心理的負荷は、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重であったといえる。

以上によれば、原告の業務による心理的負荷は、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重であり、原告の精神障害の発症は、業務に内在する危険が現実化したものといえ、その余の点を検討するまでもなく、原告の精神障害について業務起因性を認めることができる。

業務起因性を否定するA労働局地方労災医員協議会及びB医師の意見は、上記の心理的負荷の強度について、個々の要因を分析して、必ずしも強度の心理的負荷とはいえないと評価するものである。上記の個々の分析的な評価自体を肯じる余地はないわけではないが、上述のとおり、本件における原告の心理的負荷は、M2ライン立ち上げプロジェクトに参与し始めた時点から、原告は、上述のとおり複数の要因に重層的に晒されたことに大きな特色があるのであり、上記の意見のように、分析的、個々の的にして必ずしも強度でないという評価をすることが相当であるとは考えられない。

2 発病前の心理的負荷の評価期間について判断した裁判例

(1) 発病前おおむね6か月とすることを肯定的に判示

① 平成21年8月12日最高裁不受理（国勝訴）（平成20年11月21日札幌高裁判決）

心理的負荷の原因となった事態の評価を行う場合、精神障害発病からどれくらい前までの出来事を評価するかという問題がある。各種研究によれば、精神障書が発病する前1か月以内に主要な出来事のピークが認められるとの報告が多く、また、ICD-10の分類F43.1外傷後ストレス障害の診断ガイドラインに「心的外傷後、数週から数か月にわたる潜伏期間（しかし6か月を超えることはまれ）」とされていることも参考に、発病前概ね6か月以内の出来事を評価することが妥当である。

② 平成21年2月25日大阪地裁判決（国勝訴）

（注：「判断指針」は裁判所を拘束するものではないとした上で、）もっとも、判断指針は、医学的知見に基づくものであるところ、その前提とする医学的知見によれば、精神障害発症に有意な出来事は、発症前約6か月と考えるのが妥当とされているので、業務起因性の判断に当たっては、一応、精神障害発症前の約6か月間の出来事について検討するのが相当である。

(2) 発病前おおむね6か月とすることを否定的に判示

① 平成22年2月25日東京高裁判決（国勝訴）

当該労働者の置かれた具体的状況における心理的負荷とは、精神障害発症以前の6か月間等、一定期間のうちに同人が経験した出来事による心理的負荷に限定して検討されるべきものではないが、ある出来事による心理的負荷が時間の経過とともに受容されるという心理的過程を考慮して、その負荷の程度を判断すべきである。

② 平成21年9月17日東京高裁判決（国勝訴）

証拠（略）によれば、判断指針においては、精神障害の発症前おおむね6か月間の出来事を評価して、業務上外の判断をするとされているところ、この期間は、行政機関における判断に際し、目安を設けたものと解されるから、この期間を厳格に判断する必要はない。

③ 平成21年5月20日東京地裁判決（国敗訴）

当該労働者の置かれた具体的状況における心理的負荷とは、精神障害発症以前の6か月間等、一定期間のうちに同人が経験した出来事による心理的負荷に限定して検討されるべきものではないが、ある出来事による心理的負荷が時間の経過とともに受容されるという心理的過程を考慮して、その負荷の程度を判断すべきである。

④ 平成21年9月9日福井地裁判決（国敗訴）

被告は、精神障害の発症前おおむね6か月間において、じん肺の病状が急変し、極度の苦痛を伴った場合など、じん肺の病状による心理的負荷が極度のものに準ずる程度のものと認められることを要すると主張するが、（略）ア）じん肺の病変は一般に不可逆性のものであり、その進行は緩やかである、イ）じん肺自体又はその合併症により死亡することがある、ウ）呼吸困難、せき及びたんの自覚症状があるというじん肺の特徴等に鑑みると、精神障害の発症前おおむね6か月間において病状の急変や極度の苦痛発生がないことをもって業務起因性を否定するのは相当ではなく、上記記載のとおり（注：ストレスと個体側の反応性、脆弱性を総合考慮し、じん肺の病状やその療養による心理的負荷を含む業務による心理的負荷が、社会通念上、精神障害を発症させる程度に過重であるといえる場合には、当該精神障害の業務起因性を肯定するのが相当）判断するのが相当である。

(3) 評価期間の考え方を示さず、結果として発病前6か月以前の出来事を評価

○ 平成21年2月26日東京地裁判決（国敗訴）

被災者は、精神障害の症状が発現した平成8年1月の11か月前に、職務に極めて大きな変化があり、その職務は入社以来長期間従事していた職務とは大きく異なるものであり、勤務地が大きく変わり、しかも、初めて単身赴任となり、そのような状況が継続していたというのであるから、被災者に対する心理的負荷の程度は、平均的な労働者を前提として考えても、極めて大きかったというべきである。